

四国がんセンター職員宿舎等整備事業  
実施方針

平成16年1月30日

国立病院四国がんセンター

## 目 次

1 . 特定事業の選定に関する事項 .....	1
1.1 事業内容に関する事項 .....	1
1.2 特定事業の選定方法等に関する事項.....	4
2 . 民間事業者の募集及び選定に関する事項 .....	5
2.1 民間事業者選定に係る基本的な考え方 .....	5
2.2 選定の手順及びスケジュール .....	5
2.3 入札公告.....	5
2.4 入札参加者等の備えるべき要件等 .....	6
2.5 審査及び選定に関する事項.....	9
2.6 契約に関する基本的な考え方 .....	10
2.7 入札提出書類の取扱い .....	11
3 . 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 .....	12
3.1 リスク分担の考え方.....	12
3.2 選定事業者の責任の履行に関する事項 .....	12
3.3 事業の実施状況のモニタリング .....	12
4 . 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 .....	14
4.1 施設の立地条件.....	14
4.2 土地に関する事項 .....	14
4.3 施設概要・施設規模.....	14
5 . 事業計画または協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	15
6 . 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	16
6.1 本事業の継続に関する基本的な考え方 .....	16
6.2 本事業の継続が困難となった場合の措置.....	16
6.3 金融機関等と機構との協議.....	16
7 . 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	17
7.1 法制上及び税制上の措置に関する事項 .....	17
7.2 財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	17
7.3 その他の支援に関する事項.....	17
8 . その他特定事業の実施に関し必要な事項 .....	18
8.1 本事業において使用する言語等.....	18
8.2 入札参加に伴う費用負担.....	18
8.3 実施方針に関する質問・意見の受付、質問回答公表等 .....	18
8.4 情報公開及び情報提供 .....	19
8.5 実施方針に関する問い合わせ先.....	19

資料 1 敷地案内図

資料 2 リスク分担表（案）

様式 1 実施方針に関する質問書

様式 2 実施方針に関する意見書

厚生労働省（以下「国」といいます。）は、四国がんセンター職員宿舎等整備事業（以下「本事業」といいます。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的な整備を行うため「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」といいます。）に基づく事業として実施することを予定しています。

この実施に関する方針（以下「実施方針」といいます。）は、PFI 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者（以下「選定事業者」といいます。）の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号、以下「基本方針」といいます。）、「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成 13 年 1 月 22 日）等に則り、定めるものです。

なお、国立病院・療養所はハンセン病療養所を除き、平成 16 年度より独立行政法人へ移行することとなっており、移行後は「独立行政法人国立病院機構」（以下「機構」といいます。）として運営を行う予定であるため、本事業に関し、公共施設等の管理者の名称等が平成 16 年 4 月以降変更されることとなりますが、変更点等については決定次第、適宜適当な方法でお知らせします。

## 1．特定事業の選定に関する事項

### 1.1 事業内容に関する事項

#### （1）事業名称

四国がんセンター職員宿舎等整備事業

#### （2）事業に供される公共施設等の種類

職員宿舎及び院内保育所、これらに附帯する工作物

#### （3）公共施設等の管理者の名称

厚生労働大臣 坂口 力

（厚生労働大臣から本事業について事務の委任を受けた者

国立病院四国がんセンター院長 高嶋 成光）

注）独立行政法人への移行に伴い、平成 16 年 4 月以降、管理者は厚生労働大臣から独立行政法人国立病院機構理事長へ変更の予定。

#### （4）事業目的

現在、国立病院四国がんセンターは平成 18 年 3 月までに現在地（愛媛県松山市堀之内 13）から移転（愛媛県松山市南梅本町甲 160）するため病院本体の更新整備を行っていますが、これに伴い、職員の労働環境を整備するため職員及びその家族の生活の基盤として重要な宿舎及び院内保育所を移転地において新築することとしています。

この職員宿舎及び院内保育所を民間事業者（以下、「事業者」という。）の資金と経営能力等の活用を図る「PFI 法」に基づき一体整備することとし、事業者は施設の維持管理を委ねることで、良好な保全状態を維持し、長期的な観点で維持コストの縮減と利用者サービスの向上を図ることを目的とするものです。

#### (5) 事業範囲

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者が、四国がんセンター職員宿舎及び院内保育所（以下、「本施設」といいます。）の設計業務、建設業務及び維持管理業務を行うことを事業の範囲とします。

具体的な業務の範囲については、入札説明書等において示しますが、その概要は、次のとおりです。

##### 本施設の設計業務及び建設業務

（附帯する工作物、その他施設（会議室、駐車場等）を含みます。）

- ・施設整備に係る設計業務（基本設計及び実施設計）及びその関連業務
- ・施設整備に係る建設業務及びその関連業務
- ・建設業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- ・工事監理業務
- ・近隣対応・対策業務
- ・電波障害調査・対策業務
- ・施設の所有権移転業務
- ・その他これらを実施する上で必要な関連業務

##### 本施設の維持管理業務

- ・昇降機保守（定期）点検業務
- ・消防用設備等法定点検業務
- ・給水設備法定点検業務
- ・自家用電気工作物定期点検業務

管理人業務及び通常の保守点検業務は事業範囲の対象外とします。

#### (6) 事業の方式

選定事業者が本施設の設計業務、建設業務を行った後、機構に所有権を移転し、事業期間中、維持管理業務等を行う方式（BTO（Build, Transfer, Operate）方式）とします。

#### (7) 附帯収益施設の併設

本地域は市街化調整区域であることから、収益施設等の附帯的施設の併設は、原則認めません。

#### (8) 選定事業者の収入

選定事業者の収入は、次のものからなります。

##### 施設の設計業務、建設業務及び維持管理業務に係るもの

機構は、選定事業者が実施する本事業に要する費用のうち、施設の設計業務、及び建設業務に係る費用については、事業期間中、機構と選定事業者との間で締結する事業契約（以下

「事業契約」といいます。)に定める額を選定事業者に支払います。また、施設の維持管理業務に係る費用については、事業期間中、事業契約の規定に従い、物価変動等を勘案して定める額を選定事業者に支払います。

#### ( 9 ) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 38 年 3 月までとします。

#### ( 10 ) 事業スケジュール ( 予定 )

事業契約の締結	平成 16 年 1 1 月
施設の設計及び建設	平成 16 年 1 2 月 ~ 平成 18 年 2 月
施設の引渡し及び所有権移転	平成 18 年 3 月
供用開始	平成 18 年 4 月
維持管理	平成 18 年 4 月 ~ 平成 38 年 3 月

#### ( 11 ) 事業に必要と想定される根拠法令等

P F I 法及び基本方針のほか、次に掲げる関連の各種法令等に基づくこととします。

- ・独立行政法人通則法 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号) 第 28 条第 1 項の規定に基づく業務方法書及び独立行政法人国立病院機構会計規程 (仮称) 等
- ・建築基準法 (昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)
- ・都市計画法 (昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号)
- ・消防法 (昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)
- ・高齢者・身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の促進にかかる法律 (平成 6 年 6 月 29 日法律第 44 号)
- ・建設工事に係る資材の再資源化に関する法律 (平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号)
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和 45 年 4 月 14 日法律第 20 号)
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 81 号)
- ・その他関連する法令、条例等

#### ( 12 ) 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者等からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがあります。重要な変更を行った場合には、その内容を国立病院四国がんセンターホームページ (以下、「四国がんセンターホームページ」といいます。アドレスは「8.4 情報公開及び情報提供」の項目にて掲載) で速やかに公表します。変更の内容が重要で本事業の事業者募集のスケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも示します。

## 1.2 特定事業の選定方法等に関する事項

### (1) 選定に当たっての考え方

国（平成16年4月以降は機構）は、PFI法、基本方針及びVFM（Value For Money）に関するガイドライン（平成13年7月27日）などを踏まえ、国（平成16年4月以降は機構）自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施されることが見込まれる場合、実施可能性等を勘案した上で、本事業を特定事業として選定します。

選定基準は次のとおりです。

- ・本施設の設計、建設及び維持管理等の公共サービスが同一水準にある場合において機構の財政負担の縮減が期待できること。
- ・機構の財政負担が同一水準にある場合において本施設の設計、建設及び維持管理等の公共サービスの水準の向上が期待できること。

機構の財政負担の見込み額を算定するに当たっては、将来の費用と見込まれる機構の財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算して評価することとします。また、公共サービスの水準の評価に当たっては、できる限り定量的に行うこととし、定量化が困難なものを評価する場合には客観性を確保した上で定性的評価を行うこととします。

### (2) 選定結果の公表

本事業を特定事業と選定した場合は、その判断の結果を評価の内容とあわせ、四国がんセンターホームページで速やかに公表します。

なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合においても同様に公表します。

## 2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 2.1 民間事業者選定に係る基本的な考え方

本事業は、設計、建設及び維持管理等の各業務について、民間事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定する必要があります。したがって、民間事業者の選定に当たっては、機構の負担額に加え、設計業務、建設業務及び維持管理業務等、事業範囲に含まれる各業務の計画及び資金調達計画等の提案内容を総合的に評価することとします。

民間事業者の募集及び選定の方法は、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札（会計法（昭和22年法律第34号）第29条の6、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第91条第2項）に準じた手続によるものとします。

本事業を実施する民間事業者の選定にあたっては、入札参加資格審査、提案内容審査を行います。

### 2.2 選定の手順及びスケジュール

民間事業者の選定に当たっては、次の手順及びスケジュールで行うことを予定しています。

日程（予定）	内容
平成16年 1月30日	実施方針の公表
平成16年 2月 2日 ～ 2月10日	実施方針に関する質問の受付
平成16年 2月 2日 ～ 2月13日	実施方針に関する意見の受付
平成16年 2月24日	実施方針に関する質問に対する回答の公表
平成16年 3月上旬	要求水準書（案）等の公表、要求水準書（案）等に関する質問・意見の受付
平成16年 3月下旬	要求水準書（案）等に関する質問に対する回答の公表
平成16年 4月上旬	特定事業の選定及び公表
平成16年 4月下旬	入札公告、入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書（案）等）の公表、入札説明書等に関する質問・意見の受付
平成16年 5月	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表
平成16年 6月	入札参加表明書の受付、入札参加資格の確認 入札参加資格の審査結果の通知
平成16年 8月	入札提出書類の受付
平成16年 9月	落札者の決定及び公表
平成16年11月	選定事業者との事業契約締結及び公表

### 2.3 入札公告

特定事業の選定を行った場合は、本事業を総合評価方式による一般競争入札に付することとして公告するとともに、その旨を官報に掲載する予定です。なお、本事業は1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の対象です。



### (1) 入札説明書等の公表

実施方針に対する意見等を受けて、公告にかかる入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、サービス対価の支払いについての考え方、事業契約書（案）等）を四国がんセンターホームページで公表します。

### (2) 入札説明書等に関する質問・意見の受付、質問に対する回答の公表

入札説明書等に関する質問・意見の受付、質問に対する回答の公表を行います。具体的な日程等は、入札説明書で提示します。

入札説明書の内容に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると機構が認めるものを除き、公表します。質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書において示します。

## 2.4 入札参加者等の備えるべき要件等

### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者は、設計業務、建設業務及び維持管理業務等、事業範囲に含まれる各業務を実施することなどを予定する単体企業（以下「入札参加企業」といいます。）又は複数の企業により構成されるグループ（以下「入札参加グループ」といいます。）とし、入札参加グループは、代表者を定めるものとします。なお、入札参加企業又は入札参加グループの構成員が他の入札参加グループを構成すること及び同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止します。入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」といいます。）は、提案書等の提出時において協力会社として明記してください。

### (2) 入札参加者及び協力会社の入札参加要件

入札参加企業、入札参加グループの構成員及び協力会社は、いずれも以下の参加資格要件を満たし、かつ、(3)の要件を満たすことが必要です。

- a) 契約を締結する能力を有しない者でないこと及び破産者で復権を得ない者でないこと
- b) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業停止命令を受けていないこと
- c) 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること（維持管理業務を行う者を除く。）

会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定がなされた後において、再度、競争参加資格の級別の格付けを受けている場合を除く。）

民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始がなされた後において、再度、競争参加資格の級別の格付けを受けている場合を除く。）

- d) 最近1年間の法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- e) 本事業のアドバイザー業務に関与した者及びその関連会社でないこと
  - ・本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりです。
    - パシフィックコンサルタンツ株式会社
    - アイテック株式会社
    - 三井安田法律事務所
  - ・関連会社とは、次の者をいいます。
    - アドバイザー業務に関与した者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
    - アドバイザー業務に関与した者が、発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
    - 代表権を有する役員が、アドバイザー業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者。
- f) 「四国がんセンターPFI事業者選定審査委員会(仮称)」(以下「審査委員会」といいます。)の委員本人、委員が属する企業及びその関連会社でないこと。なお、資本金面、人事面において関連がある者とはe)で示すとおりです。また、審査委員については、入札説明書等で示します。
- g) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限から、落札者が決定するまでの期間に、厚生労働省(地方支分部局を含む。)から指名停止等の措置を受けていないこと。
- h) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年間を経過しない者でないこと
  - ・契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ・公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
  - ・落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
  - ・監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
  - ・正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - ・上記5項目のいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- i) h)の項目に該当する者を入札代理人として使用する者
- j) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したものであると認められる者でないこと
- k) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していると認められる者でないこと

### (3) 入札参加者の構成員及び協力会社の資格等要件

入札参加企業、入札参加グループの構成員及び協力会社のうち、設計、建設及び維持管理の各業務に当たる者は、各業務に応じ a)、b)、c)、d)及び e)の要件を満たしてください。なお、a)、b)、c)、d)及び e)のうち、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することを妨げません

が、工事監理業務と建設業務は、資本面、人事面において関連がある企業が兼ねることはできません。

なお、資本面、人事面において関連がある者とは2.4(2)e)で示す規定と同様のものを指します。

a) 設計業務に当たる者

- ・ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項に基づく一級建築士事務所登録を行っていること
- ・ 平成15・16年度 厚生労働省四国地区競争参加資格審査において業種区分が「建築士事務所」の「A」等級に格付されている者であること
- ・ 当業務に関連した実績について、別に示す要件を満たしていること。なお、実績の要件については、入札公告時に示すものとします。

b) 工事監理に当たる者(以下「工事監理企業」という。)

- ・ 当業務に関連した実績について、別に示す要件を満たしていること。なお、実績の要件については、入札公告時に示すものとします。

c) 建設業務のうち建築工事に当たる者

- ・ 建設業法第3条第1項の規定により、建築工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること
- ・ 本工事に対応した監理技術者資格者証(建築)の交付を受けている主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること
- ・ 平成15・16年度厚生労働省四国地域一般競争参加資格審査において業種区分が「建築一式工事」の「A」等級に格付けされている者であり、客観的事項(共通事項)について算定した点数が1,050点以上の者であること。

d) 建設業務のうち上記c)以外の建設工事(建設業法第2条第1項に規定する工事)に当たる者

- ・ 建設業法第3条第1項の規定により、当該建設工事の種類に応じて許可を受けた者であること

e) 維持管理に当たる者(以下「維持管理企業」という。)は、次の要件を満たすこと。

- ・ 平成6年度以降に、本事業における施設と同等以上の規模(戸数)の住宅の維持管理業務実績があること。
- ・ 平成16・17・18年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一)審査において、資格の種類が「役務の提供等」、競争参加地域が「四国」、営業品目が「建物管理等各種保守管理」の「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。

(4) 入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等

提案書提出後の入札参加グループの構成員及び協力会社の変更及び追加は原則として認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合(入札参加グループの構成員が指名停止等に該当する場合は除く。)は、機構と協議を行うこととします。協議の結果、機構が妥当と認められた場合には、入札参加グループの代表企業以外の構成員及び協力会社を、入札参加資格の確認を受けた上で、

変更及び追加することができるものとします。

#### (5) 入札参加資格確認後の取扱い

入札参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者、あるいは入札参加グループの構成員又は協力会社のいずれかが、開札日において、「(2) 入札参加者及び協力会社の入札参加要件」「(3) 入札参加者の構成員及び協力会社の資格等要件」に定める要件の一つでも満たさない場合(以下「指名停止等に該当する場合」という。)には、入札参加資格がない者に該当するので、当該企業あるいは当該グループは、入札の参加は認められません。

開札日以降、落札者決定の日までに、入札参加者、あるいは入札参加グループの構成員又は協力会社のいずれかが、指名停止等に該当する場合には、当該入札参加者が提出した事業提案は審査の対象としないものとします。

落札者について、落札者決定以降、事業契約締結までに指名停止等に該当することとなった場合には、失格とします。

### 2.5 審査及び選定に関する事項

#### (1) 審査に関する基本的な考え方

審査委員会においては、価格のみならず、設計、建設、維持管理の各業務の範囲に含まれる各業務の計画及び資金調達計画等の提案内容を重視し、総合的に評価します。

#### (2) 審査委員会

民間事業者からの提案を、有識者及び機構職員等で構成される審査委員会において評価します。

なお、審査委員会における審査委員は、入札説明書等で示します。

#### (3) 審査手順

審査は、総合評価方式によることとし、入札価格及び事業運営能力、建設・維持管理能力等その他の条件等を審査委員会において総合的に評価し、その評価の結果を踏まえ、機構は最も優れた提案を行った者を落札者として決定します。

なお、各審査の主な視点は以下のとおりとします。具体的な評価基準については、入札説明書等において示します。

##### a) 入札参加資格審査

- ・ 資格等要件審査
- ・ 本事業と同種業務に関する経験等

##### b) 提案内容審査

- ・ 入札価格
- ・ 設計業務、建設業務、維持管理業務等、事業範囲に含まれる各業務の計画及び資金調達計画等の提案内容

#### (4) 選定結果の公表

落札者の決定を行った場合には、速やかに審査の結果を四国がんセンターホームページで公表します。

#### (5) 落札者を決定しない場合

民間事業者の募集、審査（評価）及び落札者の決定において、最終的に、入札参加者がない、あるいは、いずれの入札参加者の提案も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を四国がんセンターホームページで公表します。

### 2.6 契約に関する基本的な考え方

#### (1) 事業契約の概要

機構は落札者が設立する特別目的会社（以下「SPC」といいます。）と事業契約を締結します。事業契約は、設計、建設、及び維持管理業務等を包括的かつ詳細に規定し、事業期間を平成38年3月までとする契約となります。なお、事業契約書（案）については、入札説明書とともに公表します。

#### (2) 特別目的会社の設立等

本事業に係る選定の結果、落札者として決定した場合、落札者は、商法（明治32年法律第48号）に定める株式会社として、本事業を実施するSPCを設立するものとする。

この場合、機構は、落札者と設計業務、建設業務及び維持管理業務等、事業範囲に含まれる各業務を実施するに当たって必要となる事項等について基本的な協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、SPCと事業契約を締結します。

なお、落札者となった入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、SPCに対して必ず出資するものとし、その出資比率は全体の50%を超えるものとします。また、入札参加グループの代表者の出資比率は、出資者中最大となることとします。

また、すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、機構の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできません。

## 2.7 入札提出書類の取扱い

### (1) 著作権

入札参加者から提出された提案書の著作権は、入札参加者に帰属します。

ただし、機構は、本事業の公表及びその他機構が必要と認める場合、落札者として決定した入札参加者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、落札者決定結果の公表に必要な範囲でその他の入札参加者の提案書の一部を無償で使用できるものとします。

なお、提出を受けた書類は返却しません。

### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うものとします。

### (3) 入札提出書類の変更等の禁止

入札提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。

### 3. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 3.1 リスク分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正なリスク分担を行うことにより、より効率的かつ効果的な公共サービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとします。ただし、機構が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、機構が責任を負うものとします。

機構と選定事業者の責任分担は、原則として、「資料2 リスク分担表(案)」によることとしますが、詳細については、入札説明書等で提示した上で、事業契約書で定めます。

選定事業者は、保険により費用化できるリスクについては合理的な範囲で付保するものとします。

#### 3.2 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約に従い、誠意をもって責任を履行します。

なお、事業契約締結に当たっては、契約の履行を確保するために、本事業において実施する業務の具体的な要求性能及びサービス水準については、要求水準書で提示します。機構は、以下のいずれかの方法による事業契約の保証を、選定事業者に求めることを想定しています。

契約保証金の納付

国債証券等の提供など契約保証金の納付に代わる措置

履行保証保険付保等による保証措置

契約保証金等の詳細については入札説明書等において示します。

#### 3.3 事業の実施状況のモニタリング

##### (1) モニタリングの実施

機構は、選定事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、事業契約書に定める業務要求水準が達成されているか確認するとともに、選定事業者の財務状況を把握するために、モニタリングを行います。

選定事業者は、機構がモニタリング実施に当たって必要な協力を求めた場合には、これに協力するものとします。

##### (2) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書等で提示し、事業契約書において定めます。

##### (3) モニタリングの実施時期及び概要

設計業務(基本設計・実施設計)時

機構は、選定事業者によって行われた設計業務が、事業契約書に定める業務要求水準、入札

時の提案内容に適合するものであるか否かについて確認を行います。

#### 建設業務時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を定め、工事監理を行い、工事施工及び工事監理の状況について、定期的に機構の確認を受けるものとします。

また、選定事業者は、機構が要請した際は、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を受けるものとします。

#### 工事完了・施設引渡し時

選定事業者は、施工記録を用意し、現場で機構の確認を受けるものとします。この際、機構は、施設の状態が事業契約書に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行います。

確認の結果、本施設の工事の内容が事業契約書に定めた条件に適合しない場合には、機構は修補又は改造を求めることができます。

#### 施設供用開始後（維持管理等段階）

機構は、施設供用開始後において、随時及び定期的に業務の実施状況を確認します。

#### 財務の状況に関するモニタリング

選定事業者は、毎年度、公認会計士または監査法人による監査を経た財務の状況について、機構に報告しなければなりません。

#### （４）対価の減額等

モニタリングの結果、維持管理業務において、事業契約書に定める業務要求水準が達成されていないことが判明した場合は、サービス対価の減額措置又は修復勧告等の対象になります。なお、詳細については、入札説明書等で提示し、事業契約書において定めます。



#### 4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

##### 4.1 施設の立地条件

名称	四国がんセンター職員宿舎
建設計画地	愛媛県松山市南梅本町甲160（資料1参照）
敷地面積	約8,400㎡ ・宿舎等整備対象部分 約5,700㎡ ・イベント広場等 約2,700㎡（事業対象外部分） 病院本体工事との調整から対象面積を変更することがあります。 詳細については、入札説明書等で明示します。
区域	市街化調整区域
形態規制	・建ぺい率：60% ・容積率：200%

##### 4.2 土地に関する事項

###### （1）特定事業に係る土地の無償貸与

機構は、建設期間中、特定事業の用に供するために選定事業者へ機構の土地財産を無償で貸与します。

###### （2）埋蔵文化財に係る調査について

本件の事業計画地については、埋蔵文化財の調査を実施する必要はありません。

###### （3）土質調査について

本件の事業計画地については、機構において土質調査を実施しており、その内容は別途公表する予定です。

##### 4.3 施設概要・施設規模

基本的な施設構成については以下のとおりです。施設構成、規模、設計要件等の詳細については、入札説明書等で明示します。

###### 職員宿舎

分類	基準単位面積（㎡）	数量（戸）	面積（㎡）
世帯用住戸	54	32	1,728
	65	12	780
	33	30	990
独身用住戸	27	34	918
小計		108	4,416
会議室	65	1	65
合計		109	4,481

共用スペースは除く。

駐輪場：約200台

駐車場：全戸対応（駐車場保有率100%とする。）

院内保育所

必要機能：保育室、乳児室、遊戯室、給食・調理室、職員室

延床面積：約 170 m<sup>2</sup>

次の設備を設けること。

・砂場、園庭、倉庫

宿舍と合築する場合は、園児等の事故防止に十分な配慮を行うこと。

## 5 . 事業計画または協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

### ( 1 ) 疑義が生じた場合の基本的な考え方

事業計画又は事業契約について疑義が生じた場合、その他事業契約に関して紛争が生じた場合には、機構と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従うものとします。

### ( 2 ) 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

## 6 . 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 6.1 本事業の継続に関する基本的な考え方

選定事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、事業の継続が困難となる事由として想定されるものをあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めます。

### 6.2 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難になった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとします。

#### ( 1 ) 選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合

機構は、事業契約書の定めに従って、選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができます。選定事業者が当該期間内に修復することができなかつたときは、機構は、事業契約を解除することがあります。

なお、その他の対応方法については、事業契約書で定めます。

#### ( 2 ) 機構の事由により本事業の継続が困難になった場合

選定事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができるものとします。

#### ( 3 ) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難になった場合

機構及び選定事業者は、事業契約書に具体的に列挙した事由が生じた場合には、事業契約書に定められた発生事由ごとに、適切な措置を講じるものとします。

### 6.3 金融機関等と機構との協議

#### ( 1 ) 金融機関等と機構との協議

事業の継続性を確保する目的で、機構は、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等と協議を行い、「直接契約」 を締結することがあります。

直接契約...選定事業者による選定事業の実施が困難となった場合、若しくは、困難と見込まれる場合、融資金融機関等が、管理者等による P F I 事業契約の解除権の行使を一定期間留保することを求め、選定事業に関して有する担保権を利用して選定事業に対し介入 ( Step-in ) することを可能にするための必要事項を規定する、管理者等と融資金融機関等との間で締結される契約 ( 契約に関するガイドライン ( 平成 15 年 6 月 23 日 ) より )

## 7．法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 7.1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置は想定していません。

### 7.2 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」融資等の対象となる可能性があります。選定事業者が自らの責任でその活用を行うこととし、機構は同行からの調達の可否による条件変更は行いません。

選定事業者が、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、機構は選定事業者がこれらの支援を受けることができるよう協力するものとします。

機構は選定事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行いません。

### 7.3 その他の支援に関する事項

機構は、事業を実施するに当たって必要となる許認可等に関して、必要に応じて協力します。

法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、機構と選定事業者で協議することとします。

## 8 . その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 8.1 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。

### 8.2 入札参加に伴う費用負担

入札参加の入札参加にかかる費用は、すべて入札参加者の負担とします。

### 8.3 実施方針に関する質問・意見の受付、質問回答公表等

実施方針に関する質問・意見を次の要領により受け付けます。

#### 実施方針に関する質問の受付

##### a) 受付期間

平成 16 年 2 月 2 日～ 2 月 10 日（当日必着、e-mail の場合は午後 5 時まで）

##### b) 提出方法

質問の内容を、実施方針に関する質問書（様式 1）に記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。

- ・ e-mail（質問書（様式 1）を添付ファイルとし、着信を確認してください）
- ・ 郵送又は持参（フロッピーディスクに保存した文書ファイルにより提出することとし、併せて当該文書ファイルの内容を出力した用紙を提出してください。）

なお、文書形式は、Microsoft Excel（Windows 版）で作成するようにお願いします。

##### c) 提出先

国立病院四国がんセンター

事務部会計課（担当 三嶋）

（住所）〒790-0007 愛媛県松山市堀之内 13

e-mail : tmishima@shikoku-cc.go.jp

#### 実施方針に関する質問に対する回答の公表

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わることなど、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものと国が認めたものを除き、平成 16 年 2 月 24 日までに、四国がんセンターホームページで公表します。

#### 実施方針に関する意見の受付

##### a) 受付期間

平成 16 年 2 月 2 日～ 2 月 13 日（当日必着、e-mail の場合は午後 5 時まで）

##### b) 提出方法

意見の内容を、実施方針に関する意見書（様式 2）に記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。

- ・ e-mail（意見書（様式 2）を添付ファイルとし、着信を確認してください）
- ・ 郵送又は持参（フロッピーディスクに保存した文書ファイルにより提出することとし、併せて当該文書ファイルの内容を出力した用紙を提出してください。）

なお、文書形式は、Microsoft Excel（Windows 版）で作成するようにお願いします。

c) 提出先

国立病院四国がんセンター  
事務部会計課（担当 三嶋）  
（住所）〒790-0007 愛媛県松山市堀之内 13  
e-mail : tmishima@shikoku-cc.go.jp

実施方針に関するヒアリング

国は、民間事業者等から提出のあった意見に対し、回答は行いませんが、国が必要と判断したものについては、直接ヒアリングを実施することがあります。

8.4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、四国がんセンターホームページを通して適宜行います。

四国がんセンターホームページアドレス

[http://ky.ws5.arena.ne.jp/NSCC\\_HP/top\\_page/](http://ky.ws5.arena.ne.jp/NSCC_HP/top_page/)

8.5 実施方針に関する問い合わせ先

実施方針に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

国立病院四国がんセンター  
事務部会計課（担当 三嶋）  
住所〒790-0007 愛媛県松山市堀之内 13  
電話 089-932-1111  
ファックス 089-931-2428